

株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示案に対する意見募集について

令和 7 年 7 月 23 日
内 閣 府
地域経済活性化支援機構担当室

本年6月に成立した株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（令和7年法律第58号）の施行に伴い、株式会社地域経済活性化支援機構支援基準（平成21年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第1号）の改正を予定しています。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、本件に関する御意見を以下の要領で募集いたします。

1. 意見募集対象

株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示案

2. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載
- (2) 内閣府地域経済活性化支援機構担当室における配布
（東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館7階）

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年7月23日（水）から8月21日（木）まで（郵送の場合同日必着）

4. 意見提出先・提出方法

日本語にて、別添の意見提出用紙に記入又は意見募集フォームの案内に従い、以下いずれかの方法で送付して下さい。なお、お電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

(1) インターネット上の意見募集フォームを利用される場合

以下のホームページからお送りください。

<https://form.cao.go.jp/revic/opinion-0008.html>

※ 文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

(2) 郵送の場合

別添の意見提出用紙に御記入の上、以下の宛先に送付してください。

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

内閣府 地域経済活性化支援機構担当室 宛て

※ 郵送の場合は、封筒表面に「株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示案に対する意見」と朱書きいただきますようお願いいたします。

5. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

頂いた御意見は、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「4. 意見提出先・提出方法」に記載の手段での意見提出が困難な場合には、メールでの提出も可能ですので、以下のメールアドレスに送信してください（締切日必着）。

メールアドレス revic.chiikikeizai.v9s※cao.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「※」と表示しております。送信の際には、「※」を「@」（半角）に変更してください。

※メールにて御意見を提出される場合には、ファイルの添付はせず、メール本文（テキスト形式）に直接御意見等を入力してください（ファイル添付によるトラブル防止のため）。

※判別のため、件名は「株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示案に対する意見」としてください。

